☆　利用料金表（医療療養病棟）　☆

＜基本料金＞

◆入院費（一部負担金）　　　　　　　　　　平成30年8月1日改正分

			日額		月額
入院費（負担金）	70歳以上	一定以上所得者 Ⅲ（3割）			〈限度額〉 252,600円 ＋（医療費−842,000円）×1% 〈多数該当　140,100円〉※4
		一定以上所得者 Ⅱ（3割）			〈限度額〉 167,400円 ＋（医療費−558,000円）×1% 〈多数該当　93,000円〉※4
		一定以上所得者 Ⅰ（3割）			〈限度額〉 80,100円 ＋（医療費−267,000円）×1% 〈多数該当　44,400円〉※4
		通　常（2割） ※1			〈限度額〉 57,600円 〈多数該当　44,400円〉※4
		通　常（1割）			
		区分Ⅱ	〈限度額〉　24,600円／月		
		区分Ⅰ	〈限度額〉　15,000円／月		
食事負担金	医療区分1	通　常	460円	（1食）	41,400円
		区分Ⅱ	210円		18,900円
		区分Ⅰ　②	130円		11,700円
		区分Ⅰ　①	100円		9,000円
	医療区分2・3	通　常	460円※2		41,400円
		区分Ⅱ	210円※3		18,900円
		区分Ⅰ	100円		9,000円
居住費	※5		370円		11,100円

※　区分Ⅰ①：老齢福祉年金受給者
　　区分Ⅰ②：①以外の方
　　区分Ⅱ　：市町村民税非課税世帯

※1　通常（2割）：平成26年4月2日以降に70歳に達した、70歳以上75歳未満の方。

※2　指定難病受給者証をお持ちの方は260円。

※3　入院期間が90日超えの方は160円。

※4　限度額に年三回以上該当した場合、四回目からの金額は多数該当の金額となります。

※5　指定難病受給者証をお持ちの方・区分Ⅰ①の方は0円。

・　月額は30日として計算しています。（月によって、金額が増減致します。）

・　上記金額以外に必要な処置・指導料等が加算される場合があります。

☆　利用料金表（医療療養病棟）　☆

＜基本料金＞

◆入院費（一部負担金）　　　　　　　　　　平成30年4月1日改正分

			日額		月額
入院費（負担金）	70歳未満	所得区分　ア			（限度額） 252,600円 ＋（医療費−842,000円）×1% 〈多数該当140,100円〉※3
		所得区分　イ			（限度額） 167,400円 ＋（医療費−558,000円）×1% 〈多数該当93,000円〉※3
		所得区分　ウ			（限度額） 80,100円 ＋（医療費−267,000円）×1% 〈多数該当44,400円〉※3
		所得区分　エ			（限度額） 57,600円 〈多数該当44,400円〉※3
		所得区分　オ			（限度額） 35,400円 〈多数該当24,600円〉※3
食事負担金	医療区分1	通　常	460円	（1食）	41,400円
		所得区分　オ	210円※1		18,900円
	医療区分2・3	通　常	460円※2		41,400円
		所得区分　オ	210円※1		18,900円
居住費	※4		370円		11,100円

※1　65歳未満の方で入院期間が90日超えの方は160円

　　65歳以上の方で入院期間が90日超えの医療区分2・3の方は160円。

※2　指定難病受給者証をお持ちの方は260円。

※3　限度額に年三回以上該当した場合、四回目からこの金額になります。

※4　65歳未満の方・指定難病受給者証をお持ちの方は0円。

・　月額は30日として計算しています。（月によって、金額が増減致します。）

・　上記金額以外に必要な処置・指導料等が加算される場合があります。